最終更新日：2016年3月28日

株式会社ドンキホーテホールディングス
代表取締役　大原　孝治
問合せ先：03-5725-7588
証券コード：7532
http://www.donki-hd.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業原理である「顧客最優先主義」を徹底し、コーポレート・ガバナンスとコンプライアンスの強化を図るとともに、積極的なディスクロージャーを行い、社会と共生する当社への理解を深めることが、企業価値増大のための重要な経営課題と位置づけております。高い倫理観に則った事業活動こそが、企業存続の前提条件であるとの理念に立ち、社内での早期対応体制を構築し、社外専門家の助言を仰ぎながら、企業統治体制とその運営の適法性を確保しております。とりわけコンプライアンスについては、これまで以上に組織体制を強化するとともに、法令遵守意識の向上、経理部門及び内部監査部門、検査・調査部門の強化などの取り組みの徹底と充実を図りながら、企業活動を推進してまいりたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4-11-3　取締役会全体の実効性分析・評価の結果概要】
当社の取締役会は、適切な議論を経て会社の重要な意思決定を行っており、妥当性及び適正性は確保できていると考えておりますが、取締役会全体の実効性をさらに高めるべく、今後、各取締役に対するアンケートやヒアリング等の手法により、取締役会全体の実効性に関する定期的な分析・評価を行うこと及びその結果の概要を開示することについて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4　政策保有株式に関する保有方針と議決権行使基準】
現在、当社は政策保有株式としての上場株式を保有しておりませんが、政策保有株式の取得・保有・処分については、リターンとリスクを踏まえた中長期的な視点から、当社の企業価値のさらなる向上に資するか否かを検証し、取締役会において決定することとしております。
また、政策保有株式に係る議決権については、当社の株主としての利益や発行会社の企業価値の向上が期待できるかという観点を踏まえて総合的に勘案し、行使することとしております。

【原則1-7　関連当事者間の取引に関する手続きの枠組み】
当社は、取締役との間の競業取引及び利益相反取引については、法令及び社内規程に基づき、取締役会の承認を得ることとしております。さらに、これらの競業取引及び利益相反取引の状況・結果等の重要な事実については、事後的に取締役会において報告を要することとしており、事後的な監視体制も整えております。
また、決算期ごとに役員に対して関連当事者取引の有無に関する調査を実施し、当社として漏れの無いように把握する体制を構築しております。
なお、その他の関連当事者との取引についても、その取引の重要性を精査し、当社や株主共同の利益を害することのないよう、必要に応じて取締役会に諮ることとしております。

【原則3-1　情報開示の充実】
(i)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社の企業原理である「顧客最優先主義」やビジネスモデル等の考え方、経営戦略及び経営計画については、当社ホームページのIR情報、決算説明会資料及び統合報告書等の各種ツールにおいて、その内容や現状を開示しております。
IR情報URL：http://www.donki-hd.co.jp/ir/

(ii)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社は、企業原理である「顧客最優先主義」を徹底し、コーポレートガバナンスとコンプライアンスの強化を図るとともに、積極的なディスクロージャーを行い、社会と共生する当社に対する理解を深めることが、企業価値増大のための重要な経営課題であると位置づけております。
当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び方針については、本報告書の1．1「基本的な考え方」において開示しております。

(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社の取締役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、経営成績、財務状況及び経済情勢を考慮の上、取締役会において決定しております。監査役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
経営陣幹部の選任及び取締役候補の指名におきましては、急変する経営環境に対応するための迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監督機能等を考慮し、当該候補者の能力や経験、人柄を踏まえた上で、適材適所の観点より総合的に検討し、取締役会において決定しております。
また、監査役候補の指名におきましては、財務・会計に関する知見、企業経営に関する多様な視点等のバランスを確保しながら、監査役会と協議の上、総合的に検討し、取締役会において決定しております。

(v)取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
新任取締役・監査役の各候補者及び経歴等について、株主総会参考書類に記載しておりますが、今後も説明内容のさらなる充実を図ってまいります。
株主総会招集通知URL：http://www.donki-hd.co.jp/ir/meeting/

【原則4-1-1 取締役会から経営陣への委任範囲の概要】
当社の取締役会は、経営の意思決定機関として、法令や定款による取締役会の専決事項とされている項目及び取締役会規程に定められている重要事項（重要な経営方針や計画の策定、多額の資金調達、物件等の固定資産の取得等を含む設備投資、他）を決議しているほか、純粋持株会社として、グループ全体の経営方針等を決定しております。

また、当社グループは、小売業を主たる事業とする企業グループであり、激変する商環境に柔軟かつ迅速に対応するため、現場に対して大胆な権限委譲を行っておりますが、職務権限規程において、取締役を始めとする経営陣及び経営幹部に委任される事項を、その重要性や金額等によって明確に定めるなど、事業運営に関するガバナンスの充実に努めております。

【原則4-8　独立社外取締役の複数名選任】
現在、当社の取締役5名中、社外取締役は2名となっております。社外取締役2名中1名を独立役員として東京証券取引所に届け出ておりますが、全ての社外取締役は当社からの独立性を有していると判断しております。社外取締役は、取締役会等で独立した視点から有用な意見を述べるなど、会社として適切な意思決定を実施するための責務を果たしていると考えております。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準】
当社は、独立社外取締役の候補者の選定においては、会社法に定められている社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立役員の要件を基準とし、一般株主と利益相反の生じる恐れがないことを前提に、加えて独立社外取締役として公正な立場から経営監視機能を果たすために相応しい、豊富な見識や人格を有している人物であることを条件としております。

【原則4-11-1　取締役選任の方針・手続き】
当社の継続的な成長及び企業価値の向上を図るため、また、取締役会における迅速かつ合理的な意思決定を行うため、当社の取締役会は、優れた人柄であることはもちろんのこと、当社の主力事業である小売業を始めとする各種事業における豊富な知識や経験、能力を有する者を取締役候補者として株主総会に諮り、適切な人数を選任することとしております。
また、社外役員については、公正・中立な観点から当社の経営を監視していただくため、公認会計士や税理士等の識者、要職歴任者や経営者等から適切な人数を選任することとしております。

【原則4-11-2　取締役・監査役の兼務状況】
当社の取締役及び監査役ならびにそれらの候補者に関する、上場会社役員を含む重要な兼職の状況につきましては、株主総会参考書類、事業報告、有価証券報告書等の開示書類にて毎年開示を行っております。

【原則4-14-2　取締役・監査役のトレーニング方針】
取締役及び監査役は、役員として求められる法令、財務、会計を始めとする各方面の知識・経験が豊かで、その役割と責任を十分に果たし得る者を選任しておりますが、就任後においても役員に対する各種情報の報告・提供を適切に行うことができる体制を整え、弁護士や会計士等の専門家から直接説明を受けるなどの機会も設けております。

【原則5-1　株主との建設的対話の方針】
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すため、株主・投資家の皆さまとIR活動を通じて、建設的な対話を積極的に行い、当社の経営方針や経営実績を正確に理解していただけるよう、努めております。
(1)IRに関する責任者（担当取締役）として、専務取締役兼CFOを指定しており、また、専務取締役兼CFOが直接統括するコーポレートコミュニケーション本部IR部経営企画課をIR担当部署に指定しております。
(2)IR担当取締役が社内の重要な情報を把握するため、当該取締役に情報が集約される体制を構築し、IR担当部署は、必要に応じて、法務、財務、経理、営業、物件開発等の各部署と横断的に連携を図り、適切な情報開示を行うこととしております。
(3)IR担当取締役及びIR担当部署は、アナリスト・機関投資家の皆さまからの取材申込に適切に対応するとともに、四半期ごとに決算説明会を開催しております。第2四半期及び本決算の説明会については、代表取締役社長兼CEOも参加することとしております。また、当社HP「IR情報」（URL：http://www.donki-hd.co.jp/ir/）に、適時開示情報、各種決算情報や経営資料（決算短信、有価証券報告書、株主通信、統合報告書、月次売上高速報等）を随時掲載し、株主・投資家の皆さまの投資判断の一助となるよう、努めております。
(4)株主・投資家の皆さまから得られた貴重なご意見は、必要に応じて取締役会や経営幹部に共有され、当社の経営に活かしております。
(5)当社は、各決算発表前の一定期間を、IR自粛期間と定めており、この期間は決算内容に関してのコメントは行わないこととしております。また、未公表の重要事実（インサイダー情報）についても、法令・諸規則を遵守するとともに、インサイダー取引防止規程を定め、厳格に管理することとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
ラ マンチャ	9,000,000	11.40
CREDIT SUISSE AG HONG KONG TRUST A/C CLIENTS FOR TAKAO YASUDA	7,746,000	9.81
株式会社安隆商事	4,140,000	5.24
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	3,164,848	4.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,588,000	3.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,405,900	3.05
公益財団法人安田奨学財団	1,800,000	2.28
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225	1,797,025	2.28
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,743,898	2.21
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036	1,705,100	2.16

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井上　幸彦	その他											
吉村　泰典	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井上　幸彦	○	―――	警視総監等の要職を歴任された経験を活かし、客観的な立場から職務を適切に遂行されると判断したため、社外取締役に選任しております。同氏は当社と取引関係はありません。また、同氏は、当社一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立役員として適切であると判断し、指定いたしました。
吉村　泰典		―――	内閣官房参与等の要職を歴任されている経験を活かし、客観的な立場から職務を適切に遂行されると判断したため、社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	7 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社におきましては、以下の決算報告会を開催すること等により、監査役と会計監査人の連携を図っております。
(1)決算報告会の実施時期
第2四半期決算時及び期末決算時の年2回(ただし、開催の必要があると認められた場合には、その都度)
(2)決算報告会の内容
決算報告会の内容につきましては、会計監査人より、イ)実施した監査の概要、ロ)財務会計上の指摘事項、懸案事項及び要改善事項、ハ)内部統制上及び組織運用上の指摘事項等が監査役に対して報告されます。
監査役は、会計監査人の報告に対して、質問を行ない、その内容を吟味することにより、会計監査人監査の相当性の判断の拠り所としております。
また、監査役は、内部監査室が各部門及びグループ子会社の業務の適法性及び妥当性についての監査を実施する中で知り得た情報等のうち、特に重要な情報等について、その都度開示を受け、監査役による監査業務に資することとしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
福田　富昭	他の会社の出身者										○			
本郷　孔洋	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福田　富昭		当社は、福田富昭氏が会長を務める公益財団法人日本レスリング協会と取引関係にありますが、その額は当社の連結売上高の0.01%未満及び販管費の0.01%程度と僅少であり、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略しております。	公益財団法人日本レスリング協会会長等の要職を歴任されている経験を活かし、客観的な立場から職務を適切に遂行されると判断したため、社外監査役に選任しております。
本郷　孔洋		―――	公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているため、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

直近では、2014年9月26日開催の第34期定時株主総会の決議により、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有し、取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるため、取締役(社外取締役を除く)に対し、行使価格を1円とする株式報酬型ストックオプション制度を導入いたしました。なお、同株式報酬型ストックオプションは、既存の金銭報酬の額とは別枠にて、年額100 百万円以内の範囲で割り当てることにつき、株主総会にてご承認いただいております。

なお、当社の社内取締役が保有しているストックオプションの状況(2016年3月18日)は、以下のとおりです。

(1)第1回株式報酬型新株予約権
発行日:2015年6月26日
新株予約権の数:13個(新株予約権1個につき当社普通株式200株)
付与対象者数:3名
新株予約権の発行価額:新株予約権1個当たり993,600円(1株当たり4,968円)
新株予約権の行使時の払込金額:1株当たり1円

(2)第2回株式報酬型新株予約権
発行日:2015年12月28日
新株予約権の数:25個(新株予約権1個につき当社普通株式100株)
付与対象者数:3名
新株予約権の発行価額:新株予約権1個当たり403,000円(1株当たり4,030円)
新株予約権の行使時の払込金額:1株当たり1円

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを通じて、株主価値の向上を図ることを目的とし、1998年よりストックオプションの付与を行っております。付与対象者は当社及び当社子会社の取締役及び従業員としており、うち従業員は主任職以上を対象としております。
また、2014年9月26日開催の第34期定時株主総会の決議により、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有し、取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるため、取締役(社外取締役を除く)に対し、行使価格を1円とする株式報酬型ストックオプション制度を導入いたしました。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

2015年6月期は、取締役6名に対して総額280百万円(うち社外取締役1名に対して5百万円)、監査役5名に対して総額13百万円(うち社外監査役4名に対して7百万円)の報酬を支払っております。
なお、上記取締役及び監査役の報酬等の総額には、2015年6月期に計上した役員退職慰労引当金繰入額5百万円(取締役5名に対し5百万円)が含まれております。
連結報酬等の総額が1億円以上の者は、有価証券報告書において個別開示を行っております。
また、2014年9月26日開催の第34期定時株主総会の決議により、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有し、取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるため、取締役(社外取締役を除く)に対し、行使価格を1円とする株式報酬型ストックオプション制度を導入いたしました。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、経営成績、財務状況及び経済情勢を考慮の上、取締役会にて決定しております。監査役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社の社外取締役は2名であり、取締役会開催、議事録の管理等の事務を担当する取締役会事務局が、社外取締役の求めに応じ、その職務を補助する体制をとっております。
当社の監査役4名のうち2名が社外監査役であり、監査役会開催、議事録の管理等の事務を担当する監査役会事務局が、社外監査役の求めに応じ、その職務を補助する体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、業務執行に係わる最高意思決定機関としての取締役会を月1回以上開催し、経営上の重要事項を協議・決定しております。取締役会は迅速な経営判断を可能にするため、5名という少人数で構成されており、うち2名が社外取締役であります。社外取締役2名のうち1名は独立役員として選任されているため、全社経営戦略の策定をはじめとする会社運営上の重要事項について、一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立した立場で幅広い見識を取り入れることが可能であり、適切な経営判断が行われる体制になっております。
また、当社は監査役制度採用会社であり、監査役会につきましては、税理士1名（公認会計士の資格も有します）を含み、常勤監査役2名、非常勤監査役2名の4名で構成されております。監査役4名中2名は、社外監査役であります。重要な意思決定の過程を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役会の経営及び業務執行状況を社外の目で監督しており、経営監視機能の客観性及び中立性が確保されております。
弁護士など外部有識者を中心とした「コンプライアンス委員会」を設置し、不正防止の立案、検査・調査の計画立案、検査・調査結果の検証、他社不正事例の共有と検証等を行なっております。
内部監査室は取締役会直轄の組織として、会計監査人、監査役会と連携を図りながら、監査計画書に基づき、各部署及びグループ子会社の業務の適法性及び妥当性について、監査を実施しております。また、内部監査室は内部統制の観点から各部署、各店舗及び子会社等を対象とした主要な業務プロセスのモニタリングを実施しております。
法務部が主催する法律相談日に、重要事項の適法性について、顧問弁護士から直接アドバイスを受けております。法律相談日は、定期的に開催され、コンプライアンスに関する強化・徹底がなされております。
会計監査人とは、通常の会計監査はもとより、ディスクロージャーの適時性と正確性を確保する観点から、個別案件ごとに適法性や会計基準の準拠性に関して事前確認を行い、適時アドバイスを受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会は取締役5名のうち2名を社外取締役、監査役会は監査役4名のうち2名を社外監査役とし、経営や業務執行の監視機能、牽制機能の強化・充実を図ることで、当社のコーポレート・ガバナンスが十分に機能していると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は6月決算会社であり、定時株主総会は毎年9月下旬に行なっております。
電磁的方法による議決権の行使	証券代行機関が開発したウェブサイトを利用し、電子投票制度を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを採用しております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知（要約）の英文版を作成し、当社ウェブサイトに掲載することで、外国人株主の皆様の便宜に供しております。
その他	株主総会を株主と会社とのコミュニケーションの場と考え、営業報告をビジュアルで行うなど、株主総会の活性化を目指した取り組みを行なっております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに、アナリスト・機関投資家向けに決算の数字についての説明会を開催しており、100～150名程度のご参加をいただいております。 CEO、CFOが出席します。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年に2、3回程度、欧州や北米、アジアなどへのIRロードショーを行っております。	なし
IR資料のホームページ掲載	投資者等に当社をより適切に理解していただくため、当社ホームページ（http://www.donki-hd.co.jp/ir/）に、決算短信、決算業績説明資料、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書や四半期報告書等のIR資料を掲載しております。また、外国人投資家に役立つよう、英語によるディスクロージャーについても積極的に取り組んでおります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	専務取締役兼CFOの高橋光夫をIR担当取締役とし、コーポレートコミュニケーション本部IR部経営企画課をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業原理として「顧客最優先主義」を実践する業態創造企業として、高品質のアミューズメントとサービスによって、お客さまに「感激」していただける店作りを実践すべく、さまざまな施策の取り組みを実行しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境問題に対する当社グループの企業及び企業市民として取り組む施策や姿勢につきましては、今後とも強い使命感をもって臨んでまいります。日常の社会貢献活動では、当社グループの本業を活かした老人ホームへの出張販売や小中学校などの児童・生徒たちに店舗での仕事を体験していただくなど、地域コミュニティーとの対話や連携を行いながら、地域社会との共生を図る所存であります。また、深夜まで営業しているということから、店舗自体が、まさかのときの駆け込みスポットとして機能するなど、深夜営業だからこそできる地域貢献を今後とも追求してまいります。 さらに、産学協同による空調、節電システムでCO2削減のモデル店舗開発や省エネ効果の高いLED照明の導入及び包装資材などのリサイクルを推進し、これらの出店地域の環境に配慮した最適な施策を実施していく所存であります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、業務の適正を確保するための内部統制システムを整備しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1)取締役は平素より法令遵守に基づいた経営を目指し、当社及びグループ会社に法令遵守の精神が徹底されるよう引き続き率先して行動する。
2)取締役の適正な職務執行を図るため、社外取締役を継続して選任し、取締役の職務執行の監督機能を向上させるとともに、社外監査役を含む監査役会が、取締役と独立した立場から、公正で透明性の確保された監査を徹底する。
3)コンプライアンス担当役員として、チーフ・コンプライアンス・オフィサー(Chief Compliance Officer、以下「CCO」)を任命し、コンプライアンス(法令遵守)及び内部統制に関する事項を統括せしめる。また、CCOは、弁護士などの外部有識者を中心とした「コンプライアンス委員会」と連携し、高い倫理観に則った事業活動を確保し、企業統治体制とその運営の適法性をも確保する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
1)株主総会議事録、取締役会議事録及び重要な会議の議事録、並びにこれらの関連資料を保存し、管理するための担当部署をおき、これらを10年間保存し、必要に応じて閲覧が可能な状態を維持する。
2)社内の情報ネットワークセキュリティ向上のためのツールの導入及び「情報セキュリティ管理規程」の適時適切な見直しを行い、社内における情報の共有を確保しつつ、その漏洩を防止する体制を確保する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1)CCO及びコンプライアンス委員会は、グループ会社も含めた組織横断的なコンプライアンス上のリスクの分析と評価を実施し、リスク対応について検討を行う。
2)業務マニュアル、諸規程の体系化及び業務の標準化を適時適切に行い、オペレーショナル・リスクの最適化を目指す。
3)財務、仕入、販売、店舗及び法務等に係るリスクをコントロールするための組織・業務運営体制を適時適切に整備し、リスクの最適化を目指す。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1)取締役の職務分掌と権限を明確にするため、組織体制に関し、関係諸規程の見直しや整備を適時適切に行う。
2)経営環境の変化に応じ、組織・業務運営体制の随時見直しを行う。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1)取締役会の決議に基づきCCOがコンプライアンスの推進・徹底を図る。
2)コンプライアンス委員会は、CCOと連携し、コンプライアンスに関する事項の教育を含めた企画立案を行い、コンプライアンス委員会の指示に基づき、コンプライアンス事務局がその運営を行う。
3)法令及び社内ルールに関して疑義のある行為について、従業員及び当社グループの取引先が社外機関及び社内の専門部署へ直接通報できる「コンプライアンスホットライン」制度を設置し、同制度が有効に機能するよう同制度の周知を徹底する。また、同制度の運用にあたっては、通報者に不利益が及ぶことのないように、その保護を最優先事項とする。
6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1)グループ会社各社の業務の遂行状況について、適時適切に当社取締役会へ報告がされなければならない。
2)グループ会社各社の業務の遂行の適正を確保するため「内部監査室」が、グループ会社各社と連携し、内部統制整備の実施状況を把握する。さらに、グループ全体の内部統制について、共通認識のもとに体制整備を行うべく、「コンプライアンス委員会」が必要に応じて指導や支援を実施する。
3)グループ会社各社の適正な業務の遂行を図るために、「関係会社管理規程」を整備し、グループ会社各社の管理を行う。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役の求めに応じ、監査役及び監査役会の職務を補助するため、監査役会事務局を設置する。
8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1)監査役会事務局スタッフについての人事(処遇や懲罰を含む)については、事前に常勤監査役に報告しなければならない。
2)監査役会事務局スタッフが他部署の業務を兼務する場合、監査役より監査業務に必要な指示を受けた際には、当該指示を優先して従事するものとする。また、兼務する他部署の上長は、当該指示の遂行にあたって要請があった場合は、必要な支援を行う。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
1)内部監査室は内部統制整備の実施状況について、適時適切に監査役に対し報告を行う。
2)当社及びグループ会社各社の取締役及び従業員は、当社及びグループ会社各社の事業に影響を与える、あるいは与えるおそれのある重要事項について、監査役に速やかに報告するものとする。
3)当社及びグループ会社各社の取締役及び従業員は、監査役及び監査役会事務局から会社の業務の実施、財産の状況等について報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
4)上記各項に係る報告をしたことを理由として、当社監査役に報告を行った者に対して不利な取扱いをすることを禁止する。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1)監査役と取締役及びグループ会社各社の取締役、監査役との意思疎通を図る機会を設け、監査の実効性を確保する。監査役は内部監査室と緊密な連携を保ち、内部監査報告書を閲覧して、社内諸規程に対する準拠性の監査を補完するものとする。また、会計監査人から監査報告書を受領した場合には、その報告の内容が相当であることを確認しなければならない。
2)「コンプライアンスホットライン」制度の運用状況について、定期的に監査役に報告するものとする。
3)監査役がその職務の執行について必要となる費用の支払いを請求したときは、速やかにこれに応じるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

ドン・キホーテグループは、以下のとおり、反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方を定め、社内体制を整備しております。

1. ドン・キホーテグループは、反社会的勢力の不当要求等に応じず、また、取引先がこれらと関わる個人、企業及び団体等であることが判明した場合には取引を解消します。
2. 反社会的勢力からの不当要求等に毅然とした態度で対応するため、不当要求防止責任部署を「危機管理部」とし、社内教育研修や事案の対処を行います。
3. 「危機管理部」は、警察当局や弁護士等の外部専門機関と連携のもと、情報の収集を行います。また、社内に不当要求防止責任者を設置し、社内ネットワークの整備、事案発生時に迅速に対処できる社内体制を構築しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

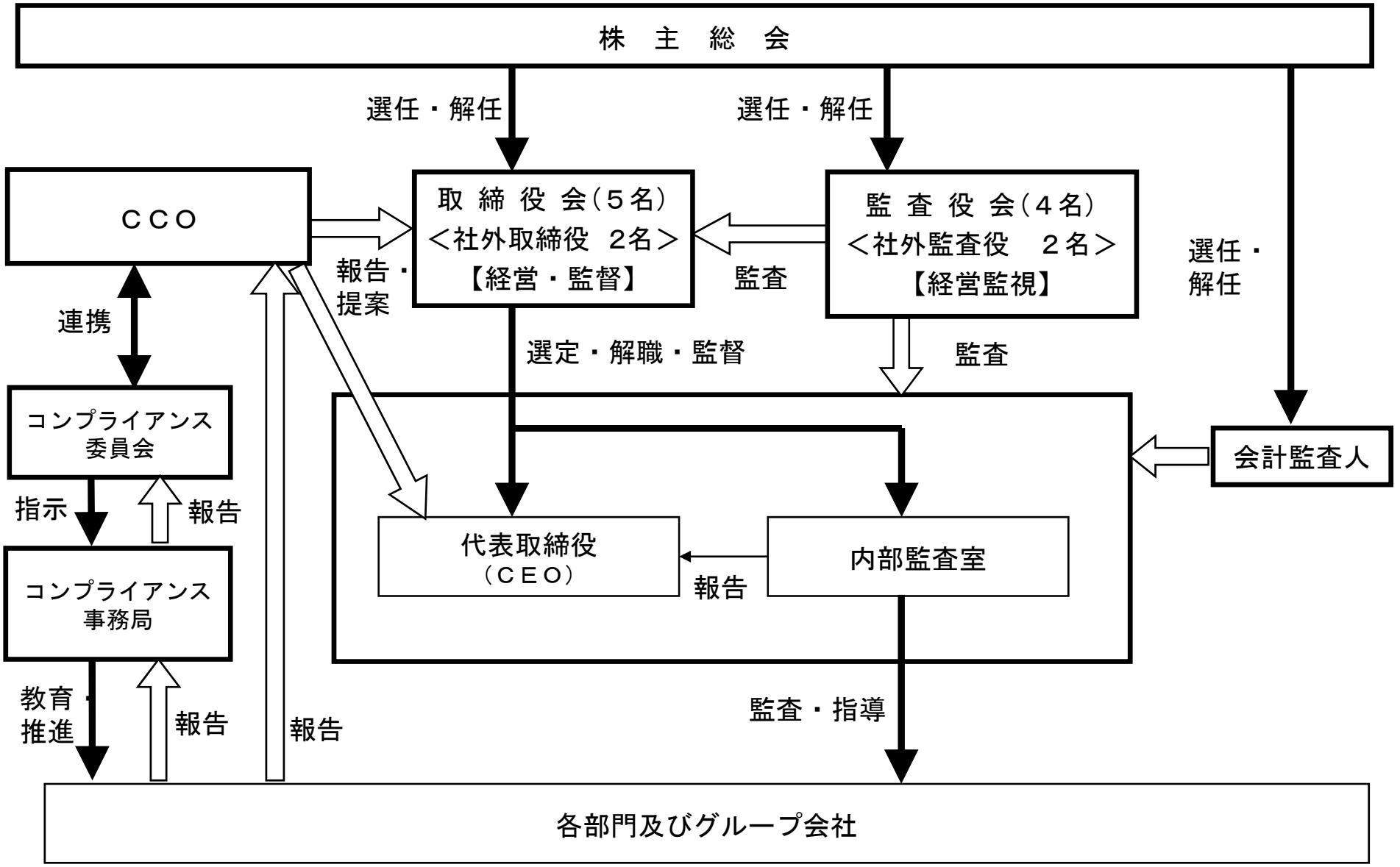
該当項目に関する補足説明

―――

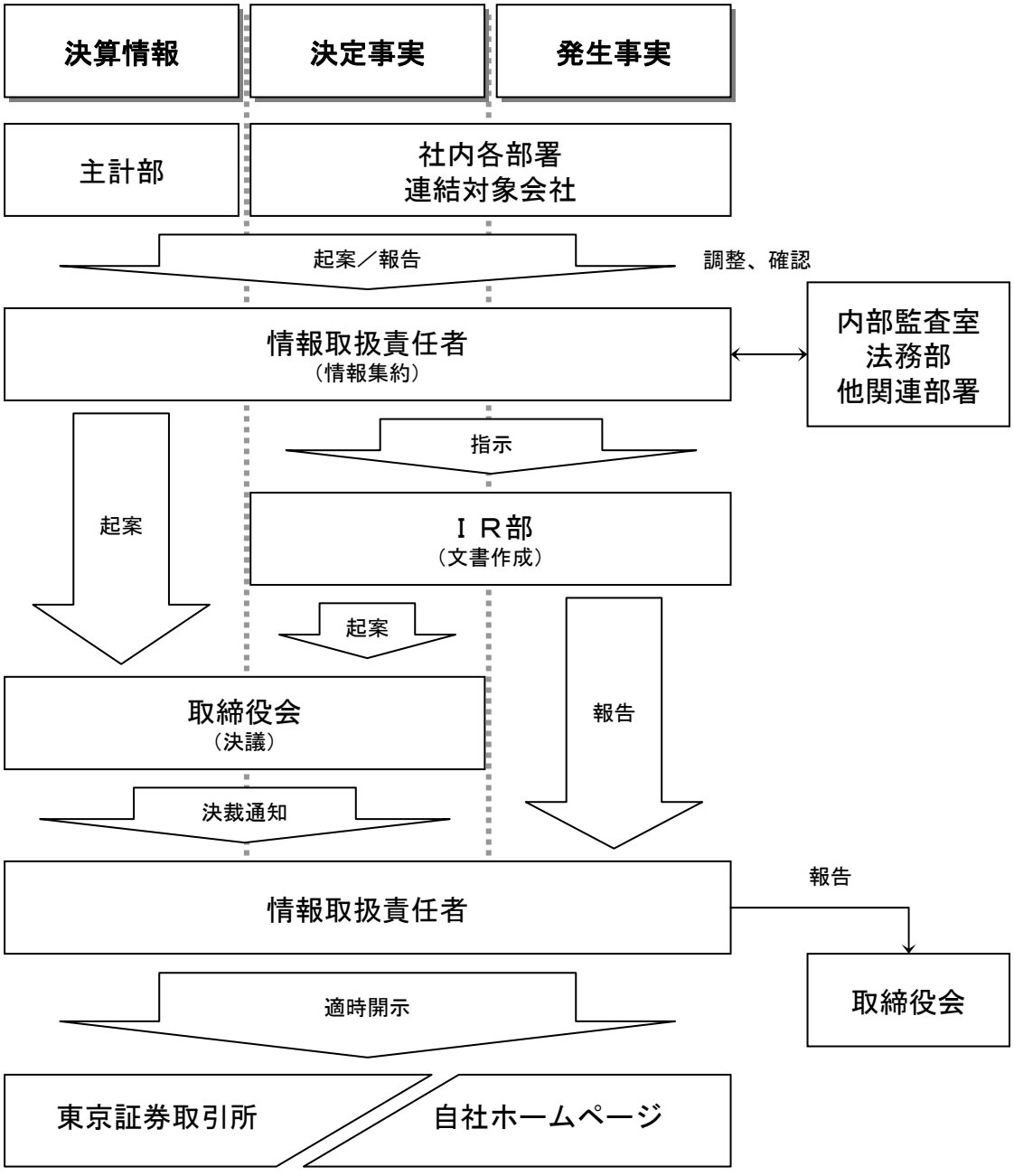
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

＜コーポレートガバナンス体制　模式図＞



＜適時開示体制　模式図＞


決算情報
決定事実
発生事実
主計部
社内各部署
連結対象会社
起案／報告
調整、確認
情報取扱責任者
（情報集約）
内部監査室
法務部
他関連部署
指示
起案
ＩＲ部
（文書作成）
起案
報告
取締役会
（決議）
決裁通知
情報取扱責任者
報告
取締役会
適時開示
東京証券取引所
自社ホームページ